

福島原子力発電所に関連する消防の対応について（第 33 報）

平成 23 年 3 月 29 日（火） 11 時 30 分
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊の規模（実派遣総数）

東京消防庁	58 隊	306 人
大阪市消防局	17 隊	53 人
横浜市消防局	9 隊	67 人
川崎市消防局	12 隊	36 人
名古屋市消防局	6 隊	34 人
京都市消防局	11 隊	40 人
神戸市消防局	7 隊	53 人

※これら 7 消防本部の活動の調整については、東京消防庁が担当。

新潟市消防局	1 隊	4 人
浜松市消防局	1 隊	5 人

(2) 緊急消防援助隊及び地元消防本部等の活動状況

① 発電所対応

- ・原子力保安院からの要望を受けて、福島県原子力災害対策センターにいわき市消防本部及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部が参画（12 日）
- ・原子力安全・保安院から施設を冷却するための装備を持った部隊を派遣してほしいとの要請があり、消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊及び仙台市消防局の特殊装備部隊緊急消防援助隊（海水放水能力毎分約 5,000ℓ 3 台）としての派遣を要請→出動途上において原子力安全・保安院の要請取り消しにより、活動中止、引き返す（12 日）
- ・「官房長官指示」により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 4 台の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 郡山地方広域消防組合消防本部（2 台） 13 日 20 時 45 分到着
 - いわき市消防本部（1 台） 14 日 0 時 45 分到着
 - 須賀川地方広域消防本部（1 台） 14 日 0 時 45 分到着
- ・「官房長官指示」により、消防庁から下記の消防本部に協力要請し、合計 8 台（総計 12 台）の消防ポンプ自動車を東京電力に貸与。
 - 米沢市消防本部（1 台） 14 日 21 時 45 分到着
 - 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（1 台） 14 日 19 時 10 分到着
 - 宇都宮市消防本部（2 台） 14 日 21 時 50 分到着
 - さいたま市消防局（2 台） 15 日 1 時 15 分到着
 - 新潟市消防局（2 台） 14 日 23 時 45 分到着
- ・福島第一原子力発電所から 4 号機において火災が発生した旨の通報があり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部から 6 隊 21 人が消火のため順次出動→自然鎮火した模様（16 日）
- ・総理大臣から東京都知事に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、都知事がそれを受諾（17 日夜）。それを受けて消防庁長官から、東京消防庁のハイパーレスキュー隊等の緊急消防援助隊としての派遣を要請（18 日 0 時 50 分）。→東京消防庁から特殊災害対策車等 30 隊 139 人が出場（18 日 3 時 20 分）→福島第一原子力発電所に到着（18 日 17 時 33 分）

- ・ 消防庁からも福島第一原子力発電所対応のため、職員 1 人を派遣（18 日 3 時 10 分）
- ・ 総務大臣から大阪市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、大阪市長がそれを受諾（18 日 20 時 10 分）。それを受けて消防庁長官から、大阪市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（18 日 20 時 10 分）。→大阪市消防局から遠距離対応送水システム及び消防車等 17 台 53 人が出場（19 日 17 時 24 分）。→いわき市立総合体育館に全隊集結（20 日 10 時 50 分）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所 3 号機に対し放水実施（19 日 0 時 30 分頃から約 20 分間、放水実績約 60 t）
- ・ 福島第一原子力発電所に対応中の部隊の交代要員として東京消防庁の 14 隊 102 人が常磐自動車道（下り）守谷サービスエリア駐車場に集結（19 日 8 時 20 分）
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所 3 号機に対し 2 回目の放水実施（19 日 14 時 05 分から 20 日 3 時 40 分：当初予定 7 時間のところ実績 14 時間、放水実績約 2,430 t）
- ・ 総務大臣から横浜市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、横浜市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、横浜市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（19 日 15 時 30 分）。
- ・ 総務大臣から川崎市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、川崎市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、川崎市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（19 日 16 時 30 分）。
- ・ 東京消防庁や消防庁が福島第一原子力発電所で活動する消防職員の健康チェックを行うため、救急専門医を交替で派遣中（19 日～）。消防庁派遣の専門医には、消防庁職員が同行（21 日～）。消防庁が、消防職員の暴露放射線線量の推計を行うとともに専門的見地からのアドバイス等を行うため、診療放射線技師を派遣（23 日～）。
- ・ 福島第一原子力発電所での対応に伴う除染活動を支援するため、消防庁長官から、新潟市消防局及び浜松市消防局の大型除染システム部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（20 日 16 時 00 分）。
- ・ 東京消防庁ハイパーレスキュー隊が福島第一原子力発電所 3 号機に対し 3 回目の放水実施（20 日 21 時 30 分から 21 日 3 時 58 分まで約 6 時間半、放水実績約 1,137 t）
- ・ 緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が 3 号機への放水活動のため、発電所まで出動したが、2、3 号機の発煙により活動中止。（21 日。以降の福島第一原発での緊急消防援助隊の活動（除染を除く）の調整については東京消防庁が担当）
- ・ 浜松市消防局（1 隊 5 人、21 日 20 時 00 分）、新潟市消防局（1 隊 4 人、22 日 4 時 00 分）、横浜市消防局（9 隊 67 人、22 日 8 時 00 分）がそれぞれ出発。
→浜松市消防局（22 日 6 時 55 分）、新潟市消防局（22 日 8 時 38 分）がそれぞれ J ビレッジ到着。横浜市消防局（22 日 12 時 40 分）が J ビレッジに到着。
- ・ 総務大臣から名古屋市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、名古屋市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、名古屋市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（22 日 13 時 40 分）。
- ・ 総務大臣から京都市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、京都市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、京都市消防局の特殊車両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（22 日 13 時 50 分）。
- ・ 総務大臣から神戸市長に対し、福島第一原子力発電所への特殊車両等の派遣の要請があり、神戸市長がそれを受諾。それを受けて消防庁長官から、神戸市消防局の特殊車

両部隊の緊急消防援助隊としての派遣を要請（22 日 14 時 00 分）。現在準備中。

- ・ 緊急消防援助隊（東京消防庁及び大阪市消防局）が福島第一原子力発電所 3 号機に対し 4 回目の放水実施（22 日 15 時 10 分から 22 日 16 時 00 分：放水実績約 150t）。
- ・ 浜松市消防局及び新潟市消防局が、大型除染システムの東京電力による設営作業を支援中（22 日 11 時 00 分）。→東京電力による除染設備、除染体制が整ったため業務を終了（23 日 17 時 10 分時点）。
- ・ 東京消防庁から第三陣 7 隊 32 人が、いわき市立総合体育館に到着（22 日 13 時 10 分）
- ・ 内閣官房の依頼により、消防庁から東京消防庁に協力要請し、消防ポンプ自動車 1 台を東京電力に貸与（22 日 20 時 27 分）。
- ・ 緊急消防援助隊（横浜市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所 3 号機に対する 5 回目の放水のため J ビレッジを出発（23 日 15 時 15 分）。→福島第一原子力発電所 3 号機から黒煙を確認したため作業中止（23 日 16 時 35 分時点）
- ・ 川崎市消防局（12 隊 36 人）が 24 日 8 時出発。→いわき市立総合体育館に到着（24 日 13 時 40 分）
- ・ 緊急消防援助隊（川崎市消防局（東京消防庁が支援））が福島第一原子力発電所 3 号機に対し 5 回目の放水実施（25 日 13 時 28 分から 16 時 00 分：放水実績約 450t）（累計約 4,227 t）
- ・ 名古屋市消防局（6 隊 34 人）が 25 日 22 時 27 分出発。→いわき市立総合体育館に到着（26 日 12 時 30 分）
- ・ 東京消防庁から第四陣 6 隊 29 名（25 日 16 時 10 分）及び第五陣 1 隊 4 名（26 日 20 時 05 分）が、いわき市立総合体育館に到着。
- ・ 京都市消防局（11 隊 40 人）が 27 日 9 時 40 分出発。→いわき市立総合体育館に到着（28 日 13 時 30 分）
- ・ 神戸市消防局（7 隊 53 人）が 29 日 10 時 20 分出発。

② 搬送対応

- ・ 福島第一原子力発電所（1 号機）において爆発が発生、負傷者 4 人
- ・ 福島第二原子力発電所 3 km 圏内の住民を消防により要援護者等の搬送支援を実施（12 日）
- ・ 福島第一原子力発電所から 10 km 圏内の病院の入院患者（自力避難困難者 21 人）と病院関係者の避難を自衛隊とともに実施。（12 日）
- ・ 14 日 11 時 1 分頃、福島第一原子力発電所（3 号機）において白煙が発生
双葉地方広域市町村圏組合消防本部の救急隊 2 隊、救助隊 1 隊が出動し、負傷者 6 人を搬送（14 日 14 時 50 分時点）
- ・ 福島県災害対策本部から屋内退避区域（20～30 km）にある病院からの一部患者の搬送について緊急消防援助隊に支援要請。→緊急消防援助隊を福島県に派遣する消防本部のうち、静岡市消防局及び岐阜市消防本部に消防庁長官から屋内退避区域内での活動について協力要請（17 日）
- ・ 福島第一原子力発電所から 20～30 km 圏内の渡辺病院等 27 名を県内応援隊及び自衛隊により除染ポイントまで移送し、その患者のうち滋賀県隊 5 隊が 5 人、静岡県隊

5 隊が 5 人をそれぞれ他の病院まで搬送(17 日)

- ・福島第一原子力発電所から 30km 圏外の鹿島厚生病院の患者 29 名について、滋賀県隊 8 隊が 8 人、静岡県隊 10 隊が 10 人、岐阜県隊 6 隊が 6 人及び群馬県隊 5 隊が 5 人を他の病院まで搬送(18 日)
- ・福島第一原子力発電所から 30km 圏外の厚寿苑（老人保健施設）の入居者 3 名について、静岡県隊 1 隊が 1 人及び群馬県隊 2 隊が 2 人を他の施設まで搬送(18 日)
- ・福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の南相馬市立総合病院の歩行不可患者 23 名については、自衛隊が除染ポイントまで移送し、その患者の一部について岐阜県隊 6 隊が 6 人、群馬県隊 5 隊が 5 人、滋賀県隊 8 隊が 8 人及び静岡県隊 4 隊が 4 人を他の施設及び病院まで搬送（19 日）
- ・福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の小野田病院の歩行不可患者の 77 名のうち 18 名を自衛隊が除染ポイントまで移送し、そのうち静岡県隊 3 隊が 2 回で 6 人を他の施設まで搬送(19 日)
- ・福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の南相馬市立総合病院の歩行不可患者 22 名を自衛隊が除染ポイントまで移送し、その患者のうち静岡県隊 10 隊が 10 人、群馬県隊 3 隊が 3 人、岐阜県隊 6 隊が 6 人及び滋賀県隊 1 隊が 1 人を新潟県消防学校まで搬送。消防学校からは新潟県内隊が受入先に搬送(20 日)
- ・福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の大町病院の歩行不可患者 13 名を地元消防等が除染ポイントまで移送。さらに海上保安庁のヘリで福島医大グランドまで搬送し、神奈川県隊 3 隊が 3 人を福島県立医科大学病院まで搬送(20 日)→福島県立医科大学病院から神奈川県隊 7 隊が 7 人及び県内応援隊 6 隊が 6 人を受入先へ搬送(21 日)
- ・大町病院の歩行不可患者 50 人を自衛隊及び相馬地方広域市町村圏組合消防本部が除染ポイントまで搬送。その患者のうち静岡県隊 6 隊が 6 人、岐阜県隊 6 隊が 6 人、滋賀県隊 9 隊が 9 人、神奈川県隊 8 隊が 8 人を受入先へ搬送（21 日）
- ・福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の長寿荘（特別養護老人ホーム）の入居者 4 人を相馬地方広域市町村圏組合消防本部が除染ポイントまで搬送。さらに群馬県隊 4 隊が 4 人を受入先へ搬送（22 日）
- ・福島第一原子力発電所から 20～30km 圏内の長生院（介護老人保健施設）の入居者 12 人を相馬地方広域市町村圏組合消防本部が除染ポイントまで搬送。静岡県隊 4 隊が 4 人を他の病院へ搬送。他 8 人の入居者は静岡県隊 1 隊が 1 人、岐阜県隊 2 隊が 2 人、滋賀県隊 5 隊が 5 人を福島南消防署信夫分署まで搬送（22 日）
- ・福島県いわき市の松村病院の患者 1 人を緊急消防援助隊（京都市ヘリ）により東京都内の病院へ搬送（23 日）
- ・3 号機で放射線の暴露を受けた作業員 3 人のうち 2 人を、消防庁が派遣している山口芳裕医師（杏林大学救急医学教授）及び森村尚登医師（横浜市立大学救急医学教授）が J ビレッジにて診察、除染指示。双葉広域市町村圏組合消防本部は、除染を行い、福島県立医科大学へ搬送（24 日）（その後 3 号機で放射線の暴露を受けた作業員 3 人をワゴンタクシーにて独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉県）へ搬送（同研究所医師同乗）（25 日））
- ・福島県いわき市の長春館病院の患者 48 人を県内応援隊（8 隊）及び緊急消防援助隊（千葉県隊 3 隊、岐阜県隊 2 隊、神奈川県隊 4 隊、滋賀県隊 2 隊及び静岡県隊 2 隊）により松村総合病院へ搬送（24 日）
- ・福島県福島市の福島医大の患者 1 人を緊急消防援助隊（千葉市ヘリ）により東京都内の病院へ搬送（24 日）

- ・福島県いわき市の福島労災病院の患者 1 人を緊急消防援助隊（京都市ヘリ）により福島県内の病院へ搬送（24 日）
- ・福島県いわき市の長春館病院の患者 5 7 人を緊急消防援助隊（千葉県隊 6 隊、岐阜県隊 3 隊、神奈川県隊 8 隊、滋賀県隊 6 隊、静岡県隊 6 隊及び群馬県隊 3 隊）により松村総合病院へ搬送（25 日）
- ・福島県福島市の福島医大の患者 1 4 人を県内応援隊（4 隊）及び緊急消防援助隊（神奈川県隊 3 隊、滋賀県隊 1 隊、岐阜県隊 1 隊、静岡県隊 3 隊、群馬県隊 1 隊及び千葉県隊 1 隊）により会津中央病院（9 人）及び竹田総合病院（5 人）へ搬送（25 日）
- ・福島県内屋内退避区域（福島第一原子力発電所から 2 0 ～ 3 0 km）からの自主避難支援のため、7 県隊からなる 7 5 隊の救急搬送体制を、1 0 都県からなる約 1 0 0 隊の体制へと強化（26 日）
- ・福島県内の救急搬送体制（緊急消防援助隊 救急部隊 計 106 隊）（26 日 15 時時点）群馬県 8 隊、栃木県 6 隊、埼玉県 1 5 隊、東京都 1 0 隊、千葉県 1 0 隊、神奈川県 1 9 隊、岐阜県 6 隊、静岡県 1 4 隊、滋賀県 9 隊、茨城県 9 隊
- ・福島県福島市の福島県立医科大学病院の患者 1 5 人を県内応援隊（4 隊）及び緊急消防援助隊（神奈川県隊 3 隊、滋賀県隊 1 隊、岐阜県隊 1 隊、静岡県隊 4 隊、群馬県隊 1 隊及び千葉県隊 1 隊）により会津中央病院へ搬送（26 日）
- ・福島県いわき市の総合磐城共立病院の患者 1 人を緊急消防援助隊のヘリコプター（福井県のヘリコプター）により筑波メディカルセンター病院へ搬送（26 日）
- ・福島県南相馬市の相馬総合病院の患者 2 人を緊急消防援助隊（神奈川県隊 2 隊）により藤田総合病院へ搬送（28 日）
- ・福島県いわき市の舞子浜病院の患者 1 人を緊急消防援助隊のヘリコプター（群馬県のヘリコプター）により筑波大学病院へ搬送（28 日）

2 消防庁の対応

福島県関係の対応状況は以下のとおりである。

- | | | |
|--------|-------------|--|
| 1 1 日 | 1 6 時 3 0 分 | 消防庁職員 2 人（出張中）を福島県に派遣
→ 2 1 時 1 5 分福島県庁到着 |
| 1 2 日 | 9 時 0 0 分 | 政府調査団の一員として消防庁職員 1 人を福島県に派遣 |
| 1 4 日 | 1 時 0 0 分 | 「東京電力の需給逼迫による計画停電の実施について」を東京電力管内の 9 都県及び管内消防本部に対して連絡 |
| 1 5 日 | 1 4 時 0 0 分 | 「東北電力の需給逼迫による計画停電の実施について」を東北電力管内の 4 県に対して連絡 |
| 1 7 日 | 7 時 0 0 分 | 福島第一原子力発電所対応に係る連絡調整班を設置 |
| 1 8 日～ | | 福島第一原子力発電所対応のため消防庁職員 1 人を福島県へ派遣 |
| 2 7 日 | | 消防庁長官が J ビレッジ及びいわき市立総合体育館にて緊急消防援助隊等の状況を現地確認 |

<参考>

1 福島第一原子力発電所の状況（3月28日 19:00現在）

	1号機 ※INES 評価レベル 5	2号機 ※INES 評価レベル 5	3号機 ※INES 評価レベル 5
主要事象等	11日 15:42 10条通報（全交流電源喪失） 11日 16:36 15条事象発生（非常用炉心冷却装置注水不能） 12日 01:20 15条事象発生（格納容器圧力異常上昇） 12日 10:17 ベント開始 12日 15:36 水素爆発 12日 20:20 原子炉への海水注入 22日 11:20 圧力容器温度上昇（400℃以上） 23日 02:33 消火系に加え、給水系から海水注入 24日 11:30 中央制御室の照明が点灯 25日 15:37 原子炉への淡水注水開始	11日 15:42 10条通報（全交流電源喪失） 11日 16:36 15条事象発生（非常用炉心冷却装置注水不能） 13日 11:00 ベント開始 14日 13:25 15条事象発生（原子炉冷却機能喪失） 14日 16:34 原子炉への海水注入 14日 22:50 15条事象発生（格納容器圧力異常上昇） 15日 00:02 ベント開始 15日 06:10 圧力制御室付近で異音発生 15日 06:20 頃 圧力制御室損傷の疑い 15日 08:25 白煙発生 20日以降 使用済燃料プールへ注水 26日 10:10 原子炉への淡水注水開始 26日 16:46 中央制御室の照明が点灯	11日 15:42 10条通報（全交流電源喪失） 12日 20:41 ベント開始 13日 05:10 15条事象発生（非常用炉心冷却装置注水不能） 13日 08:41 ベント開始 13日 13:12 原子炉への海水注入 14日 05:20 ベント開始 14日 07:44 15条事象発生（格納容器圧力異常上昇） 14日 11:01 水素爆発 15日 10:22 400mSv/hの線量 16日 08:34 及び 10:00 白煙発生 17日以降 使用済燃料プールへ注水 22日 22:46 中央操作室の照明が点灯 25日 18:02 原子炉への淡水注水開始
	4号機 ※INES 評価レベル 3	5号機	6号機
主要事象等	14日 04:08 使用済燃料プール水温度が84℃に上昇 15日 09:38 火災発生 16日 05:45 火災発生 20日以降 使用済燃料プールへ注水 22日 10:35 受電完了、機器確認中	19日 05時 残留熱除去系ポンプで使用済燃料プール冷却開始 20日 14:30 冷温停止 22日 19:41 すべて外部電源に切替完了	19日 22:14 残留熱除去系海水ポンプで使用済燃料プール冷却開始 20日 19:27 冷温停止 22日 19:41 すべて外部電源に切替完了

2 避難指示等

- 11日 21:23 総理指示：福島第一発電所の半径 3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 12日 05:44 総理指示：福島第一発電所の半径 10 km圏内の避難
- 12日 07:45 総理指示：福島第二発電所の半径 3 km圏内の避難、3 km～10 km圏内の屋内退避
- 12日 17:39 総理指示：福島第二発電所の半径 10 km圏内の避難
- 12日 18:25 総理指示：福島第一発電所の半径 20 km圏内の避難
- 15日 11:06 総理指示：福島第一発電所の半径 20～30 km圏内の屋内退避
- 25日 11:46 官房長官会見：屋内退避区域内住民の自主避難の積極的な促進